

(計算書類)

第4条 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

- 一 資金収支計算書並びにこれに附属する次に掲げる内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書
  - イ 資金収支内訳表
  - ロ 人件費支出内訳表
- 二 事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表
- 三 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表
  - イ 固定資産明細表
  - ロ 借入金明細表
  - ハ 基本金明細表

※昭和46年4月1日制定・平成25年4月22日改正

## 1 作成すべき計算書類

本条は、第3条に定める収益事業に係る計算書類のほか、学校法人が作成しなければならない計算書類について定めたものである。

「基準」は、私立学校振興助成法第14条第1項に基づいて定められた文部大臣の定める基準であるから、本条に定められている計算書類は、同法により作成しなければならない「貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類」にあたるものである。また、「基準」は、同法第14条第1項に規定する学校法人に適用されるものであることから、本条で定める計算書類の作成は、同法第4条第1項又は第9条に規定する補助金を受ける学校法人に求められるものである。

### ※私立学校振興助成法第14条第1項

第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

### ※私立学校振興助成法第4条第1項

国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

### ※私立学校振興助成法第9条

都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

## 2 資金収支計算書及び事業活動収支計算書・貸借対照表

本条では、計算書類は、大きく一、二、三と三つに区分されているが、計算構造的にいうと、これは次のように二つに区分されるものである。

一つは、資金(現金預金等)の出入りとその結果を扱うものであり、今一つは、採算(企業会計的というと損益)の状況を扱うものである。

資金の出入りやその結果を扱う計算書類が、資金収支計算書であり、採算の状況を扱う計算書類が、事業活動収支計算書と貸借対照表である。

貸借対照表は、財産の状態(財政の状態)を明らかにする計算書類であって、採算の状況を明らかにする計算書類そのものではないが、採算の状況を明らかにする計算書類すなわち事業活動収支計算書を作成する際に複式簿記の手続きによって自動的に作成される計算書類であるので、計算構造的には、採算の状況を取り扱う計算書類として扱われる。

学校法人会計	{	資金計算	-----	資金収支計算書
		採算計算	-----	事業活動収支計算書
			┆	貸借対照表

しかしながら、計算書類作成の定めは、この私立学校振興助成法のほかに第1条の解説でも触れたように私立学校法にもあり、学校法人にとって計算書類作成は、二つの法規制によって求められていることとなる。そして、私立学校法の定めは、私立学校振興助成法の定めとは異なり補助金を受けていない法人にも及ぶものであり、かつ、その作成を求めた書類は、「財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書」とされている。

※私立学校法(昭24.12.15法律第270号・最終改正:平26.6.13法律第69号)

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

以上のように計算書類作成の法の定めは、私立学校振興助成法第14条と私立学校法第47条にあり、かつ、その作成が求められる計算書類が異なるので留意しなければならない。すなわち、学校法人が「基準」に基づきそこで作成すべきとされる本条の計算書類を作成しても、これら両法令の定めを満たしたことになるのである。

### 3 活動区分資金収支計算書

本条第1号に示されている活動区分資金収支計算書は、「資金収支計算書に基づき作成」される計算書類である。したがって、活動区分資金収支計算書は、学校法人の資金の流れを明らかにした資金収支計算書を、「基準」第14条の2第1項に定められている活動区分、すなわち、「教育活動」「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」「資金調達その他前2号に掲げる活動以外の活動」の三つの活動区分ごとに表示替えしたものであり、言い換えるならば単に資金収支計算書の組替表である。

※「基準」第14条の2第1項

活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。

- 一 教育活動
- 二 施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動
- 三 資金調達その他前二号に掲げる活動以外の活動

#### 4 内訳表・明細表

本条では、前述2に示した三つの計算書類(資金収支計算書及び事業活動収支計算書・貸借対照表)と前述3に示した活動区分資金収支計算書のほかに次のような六つの計算書類の作成を求めている。

すなわち、資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び事業活動収支内訳表の三つの内訳表と、固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表の三つの明細表である。

内訳表は、資金収支計算書及び事業活動収支計算書の数値を、第13条第1項から第4項又は第24条第1項に定められている部門別に区分表示するものであり、明細表は、貸借対照表科目のうち学校法人経営にとって特に重要な意味をもつ固定資産、借入金及び基本金について、会計期間である1年間の増減数値とともに期初及び期末の数値を表示するものである。

よって、三つの内訳表と三つの明細表は、次に図示されているようにいずれも文字どおり前述2に示された三つの計算書類の内訳又は明細を示すものにほかならず、この三つの計算書類すなわち資金収支計算書及び事業活動収支計算書・貸借対照表を、本基準で作成する計算書類のうちで主たる計算書類として捉えるならば、内訳表と明細表は、従たる計算書類と位置づけられるのである。

<u>主たる計算書類</u>	<u>従たる計算書類</u>
資金収支計算書	----- [活動区分資金収支計算書(組替表)]
	----- 資金収支内訳表
	----- 人件費支出内訳表
事業活動収支計算書	----- 事業活動収支内訳表
貸借対照表	----- 固定資産明細表
	----- 借入金明細表
	----- 基本金明細表

#### ※「基準」第13条(資金収支内訳表の記載方法等)

資金収支内訳表には、資金収支計算書に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

- 一 学校法人(次号から第五号までに掲げるものを除く。)
- 二 各学校(専修学校及び各種学校を含み、次号から第五号までに掲げるものを除く。)
- 三 研究所

#### 四 各病院

五 農場、演習林その他前二号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設

2 前項第二号に掲げる部門の記載にあつては、二以上の学部を置く大学にあつては学部（当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科を含む。）に、二以上の学科を置く短期大学にあつては学科（当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。）に、二以上の課程を置く高等学校にあつては課程（当該課程に対応する専攻科及び別科を含む。）にそれぞれ細分して記載するものとする。この場合において、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は大学の学部とみなす。

3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第103条に規定する大学に係る前項の規定の適用については、当該大学に置く大学院の研究科は大学の学部とみなす。

4 通信による教育を行なう大学に係る第2項の規定の適用については、当該教育を担当する機関は大学の学部又は短期大学の学科とみなす。

※「基準」第14条第1項（人件費支出内訳表の記載方法等）

人件費支出内訳表には、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を前条第1項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

※「基準」第24条第1項（事業活動収支内訳表の記載方法等）

事業活動収支内訳表には、事業活動収支計算書に記載される事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額の決算の額を第13条第1項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

※「基準」第36条（附属明細表の記載方法等）

固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表には、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由等をそれぞれ第八号様式、第九号様式及び第十号様式に従つて記載するものとする。

#### 5 計算書類作成の特例

本条によって学校法人が作成しなければならない計算書類は、前述4の図に示すとおりであるが、このうちの活動区分資金収支計算書と基本金明細表には、「基準」において作成の特例がある。

特例は、「基準」第37条にあり、知事所轄学校法人に係るものであるが、これら二つの計算書類の作成が任意となっている。ただし、本条は任意規定であるので、作成が可能な知事所轄学校法人は、原則に従うことが適当であることは言うまでもない。

また、高等学校を設置する知事所轄学校法人においては、作成が省略されるのは活動区分資金収支計算書に限られているので留意したい。

※「基準」第37条（計算書類の作成に関する特例）

都道府県知事を所轄庁とする学校法人（以下「知事所轄学校法人」という。）は、第4条の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細表（高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。）を作成しないことができる。

さらに、この「基準」第37条の定めとは別に、昭和48年2月28日付け文管振第53号文部省管理局長通知「都道府県知事を所轄庁とする学校法人における学校法人会計基準の運用について」の記2により、この通知の記1によって学校法人全体の数値の部門別区分を省略した知事所轄学校法人に対して、資金収支内訳表及び消費収支内訳表(現：事業活動収支内訳表)の作成の省略が認められている。

なお、この通知の記2によって作成の省略が認められている内訳表は、資金収支内訳表及び消費収支内訳表(現：事業活動収支内訳表)のみであり、同じ内訳表でも人件費支出内訳表は、作成の省略が認められていないので留意したい。人件費支出内訳表は、この通知の記1により学校法人全体の数値の部門別区分の省略は認められているが、第三号様式にみるように、科目が第一号様式の資金収支計算書とは異なり、より細分化され、その細分化された科目での内訳表の作成が求められているので、内訳表そのものの作成は省略が認められないのである。

#### ※昭和48年2月28日付け文管振第53号文部省管理局長通知

「都道府県知事を所轄庁とする学校法人における学校法人会計基準の運用について」

このことについて、小規模法人における事務の簡素化を図るため、学校法人会計基準の運用について下記のような取り扱いができることとしました。

については、貴職所轄の学校法人に対し、この趣旨により適切な処理がなされるようにご指導願います。

#### 記

1. 都道府県知事を所轄庁とする学校法人(準学校法人を含む。)で単数の学校(各種学校を含み、2以上の課程を置く高等学校を除く。)のみを設置するものにおける学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)第13条第1項、第14条第1項および第24条第1項の規定の適用にあたっては、資金収支内訳表、人件費支出内訳表および消費収支内訳表(筆者注：現・事業活動収支内訳表)について、それぞれ同省令第13条第1項第1号と同項第2号以下の各号との区分を省略することができるものとする。

2. 上記の運用をした場合における資金収支内訳表および消費収支内訳表(筆者注：現・事業活動収支内訳表)は、それぞれ資金収支計算書および消費収支計算書(筆者注：現・事業活動収支計算書)と同様の内容となるので、この収支計算書をもって内訳表にかえることができるものとする。

なお、上述した計算書類の作成省略については、「基準」第37条も文管振第53号通知もともに、「作成しないことができる」「かえることができる」とその作成省略を任意としていることから、所轄庁たる都道府県によってはこれらの計算書類の作成を求める場合があるのでこの点にも留意したい。

## 6 記載方法等

「基準」によって作成される以上の計算書類の記載方法等は、第6条以下で定められてお

り、記載科目は別表第一から別表第三まで、様式は第一号様式から第十号様式までの定めである。

なお、第十号様式の付表とされている様式第一の一～様式第二の三は、第十号様式の注記表ともいうべきものであるので、今ここでの解説からは除くこととする。

- 別表第一 資金収支計算書記載科目(第10条関係)
- 別表第二 事業活動収支計算書記載科目(第19条関係)
- 別表第三 貸借対照表記載科目(第33条関係)
- 第一号様式 資金収支計算書(第12条関係)
- 第二号様式 資金収支内訳表(第13条関係)
- 第三号様式 人件費支出内訳表(第14条関係)
- 第四号様式 活動区分資金収支計算書(第14条の2関係)
- 第五号様式 事業活動収支計算書(第23条関係)
- 第六号様式 事業活動収支内訳表(第24条関係)
- 第七号様式 貸借対照表(第35条関係)
- 第八号様式 固定資産明細表(第36条関係)
- 第九号様式 借入金明細表(第36条関係)
- 第十号様式 基本金明細表(第36条関係)

様式第一の一 第二号基本金の組入りに係る計画集計表

様式第一の二 第二号基本金の組入りに係る計画表

様式第一の一 第三号基本金の組入りに係る計画集計表

様式第一の二 第三号基本金の組入りに係る計画表

様式第一の三 第三号基本金の組入りに係る計画表

## 7 財産目録・事業報告書

前述1及び2で二つの法律が作成を求めている計算書類に関する規定をみてみた。

一つは、「基準」すなわち私立学校振興助成法に定められている計算書類であり、今一つは、私立学校法で定められている計算書類である。

私立学校振興助成法第14条の定め立法趣旨は、経常的経費に対する公費補助を受ける学校法人における適正な会計経理を確保しようとするところであり、また、私立学校法第47条の定めは、学校法人に対する教育行政上の求めすなわち経営の把握である。

両者は、法が求めるものを異にしているもので、そこに定められている計算書類は学校法人にとってはともにその作成が求められることになる。したがって、「基準」に定められている計算書類のみを作成しても、二つの法律の法的要件を成就したことにならず、私立学校法に定める計算書類も作成しなければならないので注意が肝要である。

私立学校法に定める作成すべき書類は、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書であるが、その作成方法については「基準」のような定めはない。したがって、どのような計算書類を作成するかは、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他学校法人会計の慣行によるので、「基準」に定めがある貸借対照表及び収支計算書については、「基準」に準拠して作成するのが望まれる。(第1条解説参照)

ただし、私立学校法に計算書類作成に関する具体的な定めがないのであるから、計算書類の様式や表示方法が「基準」に定めるものと異なっても、私立学校法違反とは言えないが、会計の事実については、真实性の原則が働き、また、計算書類の作成については単一性の原則が働いていることは言うまでもない。

また、財産目録については、「基準」には財産目録そのものの定めがないので、任意の作成方法及び様式で作成することになる。

ただし、私立学校法施行規則第2条第6項が、同条「第2項第1号の財産目録は、基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）と運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）とを区分して記載するものとする。………」と規定しているので、少なくともその様式において積極財産（資産）については、基本財産と運用財産に区分すべきであろうし、よって、「基準」に定められている貸借対照表の表示と異なるので注意しなければならない。

なお、事業報告書については、「基準」に準拠するのはその中の財務に関する部分に限られることは言うまでもない（私立学校法施行規則第4条の4第1項）。

#### ※私立学校法施行規則第4条の4第1項

法第47条第1項（法第64条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する書類（事業報告書にあつては、財務の状況に関する部分に限る。）の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならない。

#### ※私立学校法施行規則第2条

法第30条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の10月1日から同月31日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一～八 略

2 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

二～七 略

#### ※私立学校法施行規則第2条第6項

第2項第1号の財産目録は、基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）と運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）とを区分して記載するものとする。ただし、学校法人が収益を目的とする事業を行う場合には、収益事業用財産（収益を目的とする事業に必要な財産をいう。）を、さらに区分して記載するものとする。

#### ※平成16年7月23日付け16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知

「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」

## 1. 財務情報の公開について

### (1) 閲覧に供することが義務付けられる書類の様式参考例等について

#### ア～エ 略

オ 今回、新たに事業報告書の作成を義務付けたのは、財務書類だけでは、専門家以外の者に容易に理解できない場合が多いと考えられることから、財務書類の背景となる学校法人の事業方針やその内容を分かりやすく説明し、理解を得るためであること。

事業報告書については、法人の概要、事業の概要及び財務の概要に区分し作成することが適当であり、別添4（PDF：40KB）のとおり記載する事項の例示を記載例として定めたので、各学校法人におかれては、これを参考としつつ適宜作成されたいこと。

※日本公認会計士協会学校法人委員会研究報告第12号

（平21.2.17・最終改正平28.1.13）

「学校法人における事業報告書の記載例について」

## 8 公認会計士監査

私立学校振興助成法第14条第3項は、本条の計算書類について、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査を定めている。

所轄庁の指定する監査事項としては、文部科学大臣所轄学校法人については平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号で示され、知事所轄学校法人については各都道府県知事がそれぞれで告示又は通知等で示している。

文部科学省告示第73号にみるように監査対象とされる計算書類は、資金収支計算書・人件費支出内訳表・事業活動収支計算書・貸借対照表・固定資産明細表・借入金明細表・基本金明細表であり、資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表の三つの計算書類は、監査対象とされていない。

ただし、ここで監査対象となっていない計算書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表）が、後述9の届出書類から外されているわけではないので、計算書類の届出にあたっては留意すべきである。

### ※私立学校振興助成法第14条

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第1項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

※平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号「平成27年度以後の監査事項の指定(告示)」

私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第3項の規定に基づき、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により文部科学大臣に届け出る平成



27年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成27年度の監査報告書から適用する。

文部大臣を所轄庁とする学校法人が文部大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件(昭和51年文部省告示第135号)は、平成26年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成27年3月30日

文部科学大臣 下村博文

学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の定めるところに従って、会計処理が行われ財務計算に関する書類(資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。)が作成されているかどうか。

※26文科高第1120号平成27年3月30日付け文部科学省高等教育局私学部長通知  
「平成27年度以後の監査事項の指定について」

なお、補助金の額が寡少(1,000万円未満)である学校法人については、所轄庁の許可を受けたときは、公認会計士又は監査法人の監査が免除されている。(昭和51年4月8日付け文管振第153号文部事務次官通達・記の第三の2)

## 9 届出と作成時期

私立学校振興助成法第14条第2項は、「前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。」(前述8※参照)とし、さらに、昭和51年4月8日付け文管振第153号文部事務次官通達は、その届出についての指示を、その第三私学助成法施行に当たり留意すべき事項で「・・・私学助成法第14条に規定する財務計算に関する書類及び収支予算書の所轄庁への届出期限は、文部大臣所轄の学校法人にあっては、毎年度、財務計算に関する書類については当該年度の翌年度の6月30日までとし、収支予算書については当該年度の6月30日までとすること。・・・」としている。

学校法人の会計年度は、私立学校法第48条により、「4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる・・・」とされており、また、同法第47条第1項で、「学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し」、第2項で「前項の書類及び(中略)監査報告書(中略)を各事務所に備えて置き、(中略)、これを閲覧に供しなければならない。」と定めているので、私立学校振興助成法における計算書類の届出が上記のように当該年度の翌年度の6月30日まで(よって、毎会計年度終了後3月以内)であっても、私立学校法で定めている計算書類は、毎会計年度終了後2月以内に作成しなければならないので、当然のこととして私立学校振興助成法における計算書類作成に係る会計事実においては毎会計年度終了後2月以内に全て確定させておかなければならない。

また、ここでの届出方法については、下記※の26文科高第1120号通知でその詳細を指示している。

※平成27年3月30日付け26文科高第1120号文部科学省高等教育局私学部長通知

#### 四 計算書類等の届出について

##### 2 届出方法等について

- (1) 計算書類の用紙は日本工業規格A 4判に統一すること。ただし資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。
- (2) 計算書類は学校法人会計基準の第1号様式から第10号様式の順序として(収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第10号様式の後に追加して)公認会計士又は監査法人の監査報告書(自署及び押印のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。)の後にとじ込むこと。なお両者は袋とじとし、袋とじの部分にも公認会計士等の押印(割り印)又は自署を必要とすること。また、収支予算書は計算書類とは別につづること。
- (3) 計算書類等の届出の際には、学校法人の理事長名を記入し、職印を押印又は理事長が署名した文部科学大臣宛ての送付状を添付すること。なお、送付状には、財務担当理事及び計算書類の作成責任者(会計課長等)の氏名を付記すること。

なお、上記計算書類等の届出については、文部科学大臣所轄学校法人に対する所轄庁である文部科学大臣の定めであるので、知事所轄学校法人については自らの所轄庁である知事所轄大臣の指示に留意しなければならない。

#### 10 財務情報の開示

私立学校法第47条(財産目録等の備付け及び閲覧)は、その第1項で「学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。」とし、その第2項で「学校法人は、前項の書類及び第37条第3項第3号の監査報告書(第66条第4号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。」としている。

これらの定めは、「私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)」で私立学校法の改正として定められたものであり、その詳細は、平成16年7月23日付け16文科高第305号文部科学事務次官通知「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について」及び平成16年7月23日付け16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」にある。ここで閲覧が求められる計算書類は、必ずしも「基準」により作成された計算書類ではないが、閲覧にあたって「基準」によって作成された計算書類を有用に用いられることが望まれる。

※平成17年5月13日付け17高私参第1号文部科学省高等教育局私学部参事官通知

「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」

#### Ⅲ その他

- (1) …… 略 ……

(2) 財務情報の公開に関して、必ずしも学校法人会計基準により作成された計算書類によるものではないが、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、一定の書類の関係者への閲覧が、私立学校法において義務付けられたところである。各学校法人におかれては、法律に規定する内容に加え、設置する学校の規模等、それぞれの実情に応じ、例えば、公開の方法として学内広報やインターネット等を活用することや、説明の方法としてグラフ・図表の活用や消費収支計算書における帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額（基本金組入前差額）を算出し説明することなど、様々な取組や工夫により、積極的な公開が期待されること。

（筆者注：この留意事項は、次の※文科高第305号における「財務情報の公開」の適用が平成16年4月1日以後に始まる会計年度からとされていることから、平成17年3月31日に終了する会計年度の計算書類作成に係るこの基準改正通知に記載されているのであろう。）

※平成16年7月23日付け16文科高第305号文部科学事務次官通知「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について」

## 第二 改正の概要

### 1. 私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）

#### (2) 財務情報の公開

① 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書を作成しなければならないこととしたこと。（第47条第1項関係）

② 学校法人は上記①の書類及び監事の作成する監査報告書（以下財産目録等という。）を各事務所に備えて置き、在学者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととしたこと。（第47条第2項関係）

#### ③ 略

※平成16年7月23日付け16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知

「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」

### 1. 財務情報の公開について

#### (1) 閲覧に供することが義務付けられる書類の様式参考例等について

ア 今回の法改正により、閲覧に供することが義務付けられる書類は、次のとおりであること。

1. 財産目録、2. 貸借対照表、3. 収支計算書、4. 事業報告書、5. 監事による監査報告書

イ 収支計算書は、基本的に資金収支計算書及び消費収支計算書（筆者注：現事業活動収支計算書）がこれに該当するものであること。

なお、複数の学校を設置している場合等、必要に応じ、学校ごとの内訳を示すなど積極的な取組が望まれること。

ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書については、別添1～3（PDF：109KB）のとおりの様式参考例を定めたので、各学校法人におかれては、これらを参考とされたい

こと。

なお、学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している学校法人にあっては、これらを閲覧に供すれば足りること。ただし、この場合は、同会計基準による様式は補助金交付の観点からの表示区分となっているものである旨を注記等により示すことが適当であること。

エ 法第26条第3項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧の対象となるものであること。これらの財務書類については、その事業に応じて適宜作成されたいこと。

オ 今回、新たに事業報告書の作成を義務付けたのは、財務書類だけでは、専門家以外の者に容易に理解できない場合が多いと考えられることから、財務書類の背景となる学校法人の事業方針やその内容を分かりやすく説明し、理解を得るためであること。

事業報告書については、法人の概要、事業の概要及び財務の概要に区分し作成することが適当であり、別添4（PDF：40KB）のとおり記載する事項の例示を記載例として定めたので、各学校法人におかれては、これを参考としつつ適宜作成されたいこと。

カ 監事による監査報告書の内容については、各学校法人の規模や実情等に応じ各監事において適切に判断し作成されたいこと。

キ 法第47条第2項の規定に違反して、ア1～5の書類の備付けを怠り、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたときは、法第66条第4号の規定により罰則の対象になること。

ク 次官通知（平成16年7月23日付け16文科高第305号）第三(2)②のとおり、法律による義務付けの内容に加えて積極的に外部へ情報提供を行う場合の財務書類の記載内容については、各学校法人において適宜判断されたいこと。

(2) 閲覧の対象者等について 略

(3) 小規模法人への配慮等について 略

(4) その他 略

2. 登記について 略

－別添－ 略

#### ※私立学校法第66条

次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠ったとき。

二 第33条の2の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三 第45条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第47条第2項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五～九 略

## 11 有価証券発行学校法人

平成19年9月30日から施行された金融商品取引法制により、一定の要件に該当する学校債は「有価証券」に指定され、当該学校債を発行する学校法人及び準学校法人(以下「有価証券発行学校法人」という。)は、金融商品取引法に基づき、有価証券届出書等の書類を作成し財務状況を開示することとなった。

このため、有価証券発行学校法人は、私立学校法施行規則第4条の4第2項及び第3項にあるように、私立学校法第47条第1項に定める計算書類のほかに貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について、文部科学大臣が別に定めるところ(平成19年12月26日付け「19文科高第594号」通知)により作成しなければならない。

### ※私立学校法施行規則第4条の4(計算書類の作成)

2 法第47条第1項に規定する書類のうち貸借対照表については、前項の規定によるほか、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第1条第2号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第1条の3の4に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人及び法第64条第4項の法人であつて、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に規定する募集又は売出しを行うもの(次項において「有価証券発行学校法人」という。)にあつては、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

3 法第47条第1項に規定する書類のうち収支計算書については、第1項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

※19文科高第594号文部科学省高等教育局私学部長通知「私立学校法施行規則の一部改正及び有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成法に関する規則の制定等について」(平成19年12月26日)

※金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号・最終改正平成27年9月4日)  
(定義)

第2条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一～二〇 略

二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

2 (略) 次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一～六 略

七 特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適

当と認められるものとして政令で定める権利

※金融商品取引法施行令（昭和40年9月30日政令第321号・最終改正平成28年2月3日）  
（有価証券となる証券又は証書）

第1条 金融商品取引法（以下「法」という。）第2条第1項第21号に規定する政令で定める証券又は証書は、次に掲げるものとする。

一 略

二 学校法人等（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は同法第64条第4項に規定する法人をいう。以下同じ。）が行う割当てにより発生する当該学校法人等を債務者とする金銭債権（指名債権でないものに限る。）を表示する証券又は証書であつて、当該学校法人等の名称その他の内閣府令で定める事項を表示するもの

（有価証券とみなす権利）

第1条の3の4 法第2条第2項第7号に規定する政令で定める権利は、学校法人等に対する貸付け（次の各号に掲げる要件の全てに該当するものに限る。）に係る債権とする。

一 当該貸付けに係る利率、弁済期その他の内閣府令で定める事項が同一で、複数の者が行うもの（当該貸付けが無利息であるものを除く。）であること。

二 当該貸付けの全部又は一部が次のいずれかに該当すること。

イ 当該貸付けを受ける学校法人等の設置する学校（私立学校法第2条第1項に規定する学校をいい、同条第2項に規定する専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者その他利害関係者として内閣府令で定める者（ロにおいて「利害関係者」という。）以外の者が行う貸付けであること。

ロ 当該貸付けに係る債権の利害関係者以外の者に対する譲渡が禁止されていないこと。

三 略

## 12 改正の変遷

本条は、平成25年4月22日付け文部科学省令第15号「学校法人会計基準の一部を改正する省令」により、計算書類の名称が変更され、また、新たな計算書類が追加されたため、昭和46年4月1日に制定した次の条項を改正したものである。

※昭和46年4月1日制定「学校法人会計基準」

旧第4条（計算書類）

学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

一 資金収支計算書及びこれに附属する次に掲げる内訳表

イ 資金収支内訳表

ロ 人件費支出内訳表

二 消費収支計算書及びこれに附属する消費収支内訳表

三 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表

- イ 固定資産明細表
- ロ 借入金明細表
- ハ 基本金明細表

※学校法人会計基準の一部を改正する省令：平成25年4月22日付け文部科学省令第15号

学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「及び」を「並びに」に改め、「次に掲げる内訳表」の下に「及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書」を加え、同条第2号中「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に、「消費収支内訳表」を「事業活動収支内訳表」に改める。